

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案要綱

一 施設の使用の制限等に係る命令等

施設管理者等が正当な理由がないのに施設の使用の制限等の指示に従わないときは、特定都道府県知事は、当該施設管理者等に対し、期限を定めて、当該指示に係る措置を講ずべきことを命ずることができるものとし、当該命令をした旨を公表しなければならないものとする。

(第四十五条第五項及び第六項関係)

二 罰則

一による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。

(第七十六条第一号関係)

三 施行期日

この法律は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

(附則関係)

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。